

介護職員等によるたん吸引等研修における研修料について

令和4年4月1日より、研修料が発生します。

【研修料金について】

(1) 研修を継続中であって、更新が必要な場合

☞ 実地研修賠償責任保険料 2,000円 (保険期間1年間)

(2) 以前に修了認定を受け、新たに実地研修を実施する場合 (実地研修のみの追加)

☞ 実地研修賠償責任保険料 2,000円 (保険期間1年間)

(3) (2)の者が修了判定を受ける場合

☞ 判定料 3,000円 (1行為につき)

(4) (2)の者が他事業所で実地研修を実施した際の受講料・指導料

☞ 事業所間で取り決めをしてください

※ (1)～(2)について、第三号研修は、利用者毎の料金が発生するため、ご不明な点はお問合せください。

【払込について】

- 上記研修料を払込期限までに、受講番号・受講者名にて本会指定口座にお振込ください。
振込手数料は事業所負担にてお願いします。

【指定口座番号等】

金融機関名	種別	口座番号	口座名義
秋田銀行本店営業部	普通預金	1115277	秋田県社会福祉協議会 会長 三浦 廣巳 (ミウ ヒロキ)

【研修料払込期限】

指定された払込期限日

《問い合わせ先》

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
施設振興・人材・研修部

介護職員等によるたん吸引等研修事業担当

〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5

TEL : 018-824-2444 FAX : 018-864-2840